

1. 改正の概要

- ①NISA非課税口座を廃止しても、翌年以降にNISA非課税口座を再開設することが可能になります（図1）。
 ②1年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更が可能になります（図2）。

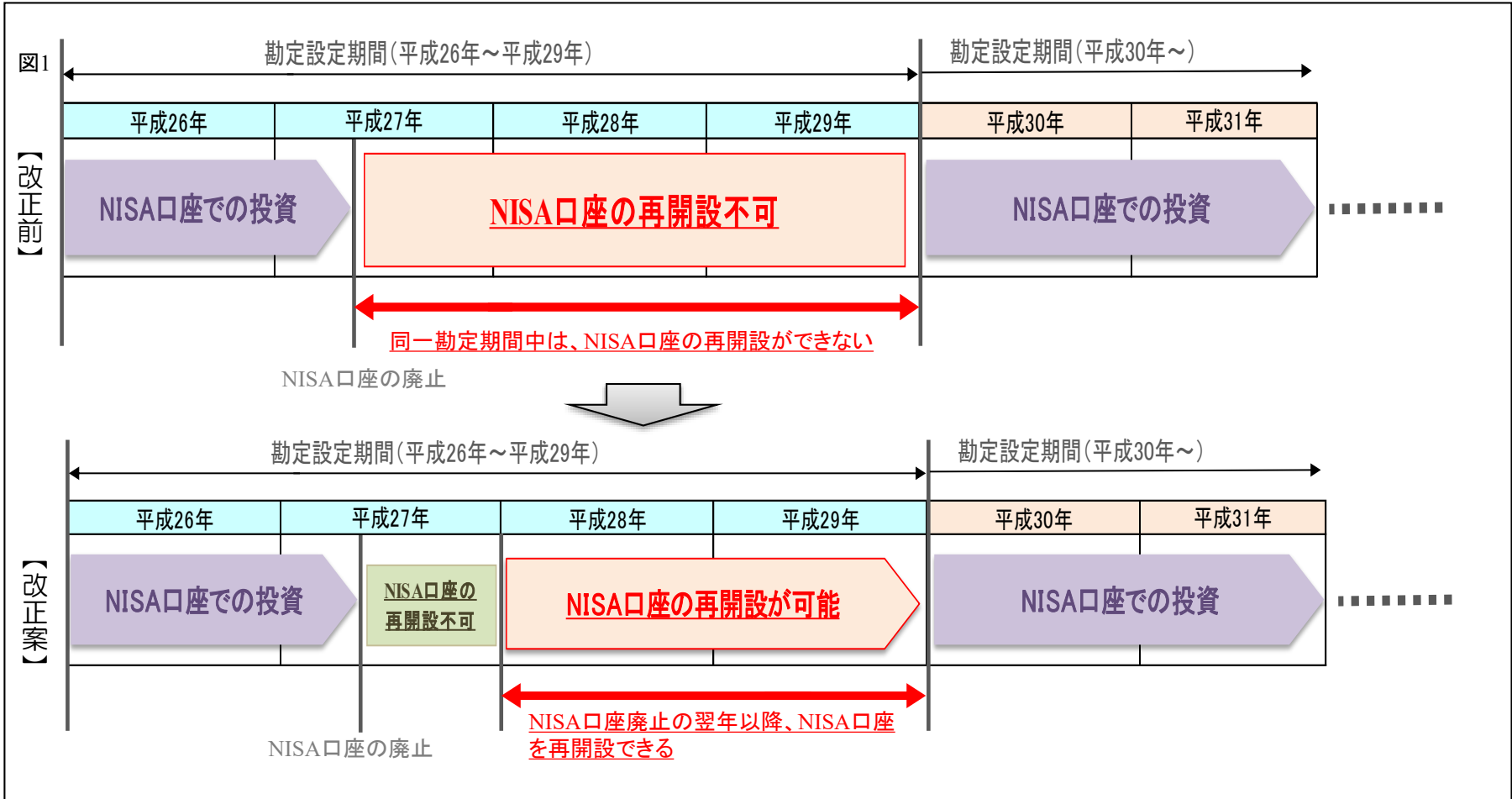
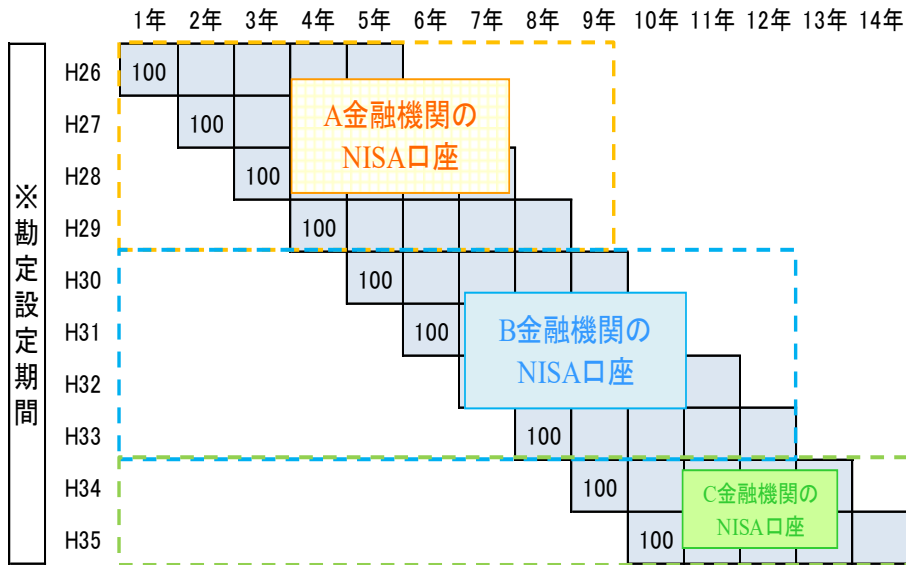


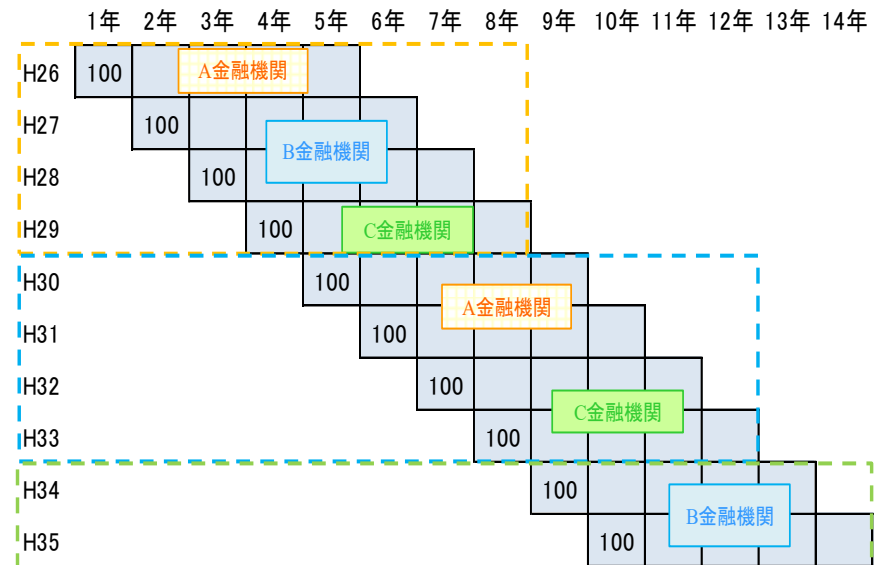
図2

【改正前】



同一勘定設定期間内は、NISA口座を開設する金融機関の変更不可

【改正案】



1年単位でNISA口座を開設する金融機関を自由に変更できる

○平成27年1月1日以後適用される。

2. 改正によるメリット

- ・NISA口座を廃止した場合でも、廃止した翌年以降にNISA口座を再開設することができるため、海外転勤等でやむを得ずNISA口座を廃止した居住者等の再度NISAを利用した投資が可能になる。
- ・勘定設定期間の枠に囚われずに1年単位でNISA口座を開設する金融機関を選べるようになるため、顧客はその年において希望した金融商品を取り扱っている金融機関へ自由に変更できる。